

商品先物取引の説明書 (商品先物取引ルール)

オンライントレード
「すばトレ！」

2022年9月

フィリップ証券株式会社

目次

1. 取扱商品
2. 手数料
3. 取引時間・取引日、祝日取引制度
4. 建玉上限
5. 即時約定可能幅(DCB 幅)
6. サーキットブレーカー幅(SCB 幅)
7. 取引規制
8. 取引チャネル
9. 注文の種類
10. 執行約定条件および有効期限
11. 決済方法
12. 証拠金
13. 証拠金不足の発生と証拠金の追加預託
14. ロスカット制度
15. 入出金
16. 投資可能資金額

1. 取扱商品

(1) 取扱商品(限月)

- ① 東京商品取引所上場のドバイ原油先物取引(連続 15 限月)
- ② 東京商品取引所上場の東京バージガソリン先物取引(連続 6 限月)
- ③ 東京商品取引所上場の東京バージ灯油先物取引(連続 6 限月)

(2) 呼値および取引単位

商品	呼値および取引単位(取引サイズ)
ドバイ原油先物取引	呼値 1 キロリットルで 50 キロリットルが 1 取引単位(枚)
東京バージガソリン先物取引	呼値 1 キロリットルで 50 キロリットルが 1 取引単位(枚)
東京バージ灯油先物取引	呼値 1 キロリットルで 50 キロリットルが 1 取引単位(枚)

(3) 呼値単位

商品	呼値単位
ドバイ原油先物取引	10 円
東京バージガソリン先物取引	10 円
東京バージ灯油先物取引	10 円

2. 手数料

商品	手数料(片道)
先物取引	352 円/枚(税込)

※日計り(デイトレード)の場合は半額(決済手数料無料)となります。

3. 取引時間・取引日

(1) 取引時間

立会区分	時間帯	注文受付状況
夜間立会	16:00 ~ 16:15	予約注文受付 (バッチ処理状況により開始時間が前後することがあります)
	16:15 ~ 16:30	プレ・オープニング注文受付
	16:30	オープニング・オークション
	16:30 ~ 05:25	ザラバ
	05:55 ~ 06:00	プレ・クロージング注文受付
	06:00	クロージングオークション(板寄せ)

日中立会	06:00 ~ 08:00	予約注文受付 (処理状況により開始時間が前後することがあります)
	08:00 ~ 08:45	プレ・オープニング注文受付
	08:45	オープニング・オークション
	08:45 ~ 15:10	ザラバ
	15:10 ~ 15:15	プレ・クロージング注文受付
	15:15	クロージングオークション(板寄せ)
メンテナンス	15:15 ~ 16:00	注文受付停止時間

※08:44~08:45、16:29~16:30、05:59~06:00の間は取引所が注文の取り消しおよび変更を受け付けません。

(2) 各種日付

日付	内容
取引日	東京商品取引所の前営業日に開始された夜間立会から当日の日中立会終了までが同一の「取引日」となります。
納会日	東京商品取引所が定める現物先物取引の取引最終日を「納会日」といいます。
取引最終日	東京商品取引所が定める現金決済先物取引の取引最終日です。
祝日取引日	土曜日、日曜日及び1月1日を除く取引所休業日のうち、祝日取引日として東京商品取引所が定めた取引日です。

(3) 祝日取引制度

祝日取引の対象となる商品は、指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引です。なお、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引及び有価証券オプション取引は祝日取引の対象外です。

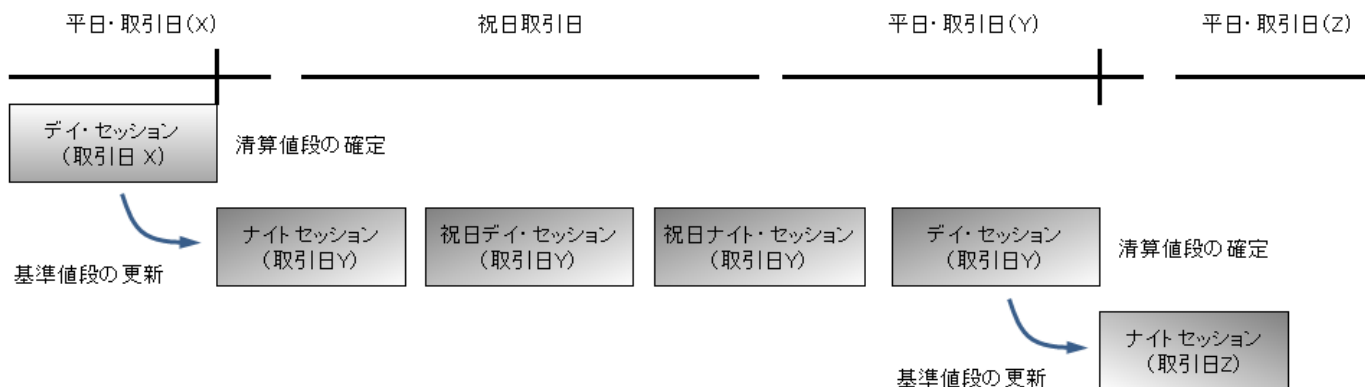
①祝日取引日の取引時間

取引時間は平日と同様に以下の通りです。

	デイ・セッション	ナイト・セッション
立会時間	8:45~15:15	16:30~翌6:00

② 祝日取引の取引日の取扱い

祝日取引の取引日については、祝日取引実施日直前の平日に開始するナイト・セッション(祝日前営業日)及び祝日取引実施日直後の平日(祝日翌営業日)のデイ・セッションと同一の取引日として扱います。



③ 基準値段

祝日取引における呼値の制限値幅に係る基準値段は、祝日前営業日のナイト・セッションにおける基準値段と同一とし、祝日取引中に基準値段の更新は行われません。また、祝日翌営業日のデイ・セッションにおける基準値段は、祝日前営業日のナイト・セッションにおける基準値段が引き継がれます。

④ 呼値の種類、祝日取引をまたぐ条件付き注文(GTC および GTD 注文)の取扱い

呼値の種類については原則として平日と同様としなりますが、指定期間条件付き注文(GTC および GTD 注文)については以下ご注意ください。

取引所においては、指定期間条件注文(GTC・GTD 注文)は、祝日取引の対象商品であるかどうかにかかわらず、祝日取引終了後から祝日翌営業日のデイ・セッション開始までに失効しますが、当社取引システムではお客様がキャンセルされない限り、失効後に同一注文を自動的に再発注します。

その際、失効後再発注のため、時間優先価格優先原則により注文の優先順位が低下することとなりますのでご注意ください。

4. 建玉上限

商品	売建玉と買建玉の合計上限(先物の場合、各限月毎)
ドバイ原油先物取引	50 枚
東京バージガソリン先物取引	50 枚
東京バージ灯油先物取引	50 枚

5. 即時約定可能幅(DCB 幅)制度

東京商品取引所によって、誤発注等による価格急変の防止の観点から、直前の基準となる値段(以下、「DCB 基準値段」という。)から所定の値幅(以下、「DCB 値幅」という。)を超える約定が発生する注文が発注された場合に、当該銘柄における約定付け合わせを行わず取引の一時中断を行う制度(即時約定可能値幅制度)が設けられています。詳細は以下のとおりです。

商品	DCB 基準値 段	即時約定可能値幅		
		オープニング オークション	ザラバ	クロージング オークション
ドバイ原油先物取引 東京バージガソリン先物取引 東京バージ灯油先物取引	Last Price	上下 3,000 円	上下 1,000 円	上下 2,000 円

6. 制限値幅およびサーキットブレーカー幅(SCB 幅)

先物・オプション取引においては、過度な値動きを抑制する観点から、大阪取引所によって呼値の可能な範囲を一定の値幅内に制限する制限値幅という制度が導入されており、銘柄ごとに設定されています。

(1) 銘柄ごとの適用制限値幅について

商品名	通常時 SCB 幅	第一次拡大時 SCB 幅	第二次拡大時 SCB 幅
ドバイ原油先物取引 東京バージガソリン先物取引 東京バージ灯油先物取引	30%	45%	60%

(2) サーキット・ブレーカー(SCB)制度の詳細について

サーキット・ブレーカー制度の制度概要は以下の通りです。

発動条件	先物取引の中心限月取引について、次の条件に該当した場合 先物取引の中心限月取引において、制限値幅の上限(下限)値段で買いまたは売り呼値が提示された場合には、先物取引を一時中断し、制限値幅の上限(下限)を拡大する。 制限値幅は、SCB 発動状況に応じて段階的に拡大 (制限値幅の拡大は、中断中に実施)
中断対象	発動条件に該当した場合、以下の銘柄の取引を一時中断する。 ① 先物取引の全限月取引 ② 対象指数(原資産)が同一のオプション取引の全限月取引・全銘柄 ① ①の限月取引に関連するストラテジー取引 ② ①～②の銘柄に係る J-Net 取引
適用除外の 条件	日中(午後)立会又は夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻から 20 分前以降に発動条件に該当した場合 取引状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと取引所が認める場合
中断開始	SCB 発動条件該当直後において取引所がその都度定める時
中断時間	10 分間以上
再開方法	中断時間経過後、制限値幅を拡大のうえ、板寄せ方式により取引を再開
基準値段	取引日単位で洗替え

7. 取引規制

東京商品取引所では、市場の動向に応じて取引規制を行うことがあります。東京商品取引所が発動する取引規制は次のとおりとなります。

- (1) 制限値幅の縮小
- (2) 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- (3) 証拠金額の引上げ
- (4) 証拠金の有価証券による代用の制限
- (5) 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- (6) 先物・オプション取引の制限又は禁止
- (7) 建玉制限

8. 取引チャネル

先物・オプション取引は、パソコンおよびスマートフォンアプリでお取引ができます。それぞれの利用可能条件等について、その情報は随時、ホームページ上で掲載いたします。なお、原則、電話注文の受付は行いません。

また、当社におけるスマートフォンアプリは、サポートツールとしてのご提供であり、契約締結前書面の同意機能など、一部ご利用できない機能があります。必ず、パソコンをご用意してお取引ください。

9. 注文の種類

注文の種類	概要
(1) 指値注文	価格の限度を指定して発注し、指定した価格又はそれより有利な価格で約定する注文
(2) 成行注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値又は買呼値と順次対当する注文(注1)
(3) ストップ注文	お客様が指定したトリガー値段の約定値が発生した場合、お客様の指定した執行条件の注文が発注される注文(注2)

(注1) 成行注文は、未執行数量を注文板に残すことはできません。(未執行数量は必ず失効します)

(注2) トリガー監視は、システムで監視するため、全ての値段を監視できない場合があります。

10. 執行約定条件および有効期限

注文を発注する際には、次の執行約定条件のいずれかを指定してください。

有効期限につきましては、当セッション、最長 1 か月後までの日付ごとの指定(期間が満了した日の日中立会いまで有効)、もしくは期限指定のない GTC(Good Till Cancel)の指定が可能です。(ストップ注文+成行注文は当セッションが選べません)

執行約定条件	概要
FaS (Fill and Store)	一部約定後に未執行数量が残る場合は、当該残数量を有効とする条件
Fak (Fill and Kill)	一部約定後に未執行数量が残る場合は、当該残数量を失効させる条件
Fok (Fill or Kill)	全数量が直ちに約定しない場合は、当該全数量を失効させる条件

※ 執行約定条件および有効期限は、注文を入力する時間帯により、また、選択した注文種類によって、選択できない条件がありますので、ご注意ください。

11. 決済方法

(1) 決済方法

① 反対売買による方法

買建の場合は転売、売建の場合は買戻しを行うことによって決済します。

② 受け渡しおよび最終決済価格を扱わない事による決済期限

当社では受け渡しおよび最終決済価格による決済の取り扱いをいたしません。

受け渡しのある商品は納会日の前々週の金曜日(金曜日が休日の場合は前営業日)の日中立会終了時まで、現金決済の商品は取引最終日の前営業日の日中立会終了時までには必ず反対売買にて決済下さい。

なお決済時限までに反対売買がなかった場合は、当社任意でお客様の計算により、当該商品の当該限月の建玉の全てを強制決済することができるものとします。

(2) 計算式

① 先物取引

- 売建玉の場合：決済代金＝(建単価－決済単値)×建数量×取引サイズ－(手数料＋消費税)
- 買建玉の場合：決済代金＝(決済単値－建単価)×建数量×取引サイズ－(手数料＋消費税)

12. 証拠金

(1) 証拠金の事前預託

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託としています。そのため、新規建玉に必要な証拠金所要額は、当該注文の発注時までには預託されている必要があります。

(2) 証拠金所要額(委託者証拠金)

株式会社日本証券クリアリング機構(JSCC)において、SPAN[®]をベースとした証拠金制度が採用されています。JSCC が定めた証拠金を「取引証拠金維持額」といい、取引参加者は、JSCC が定める「取引証拠金維持額」以上の額で「委託者証拠金」を定めます。当社では、当該「委託者証拠金」を「証拠金所要額」といい、下記の計算式で算出しています。

なお、SPAN 証拠金は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「証拠金所要額」は常に一定の金額ではありません。

証拠金所要額 ＝

SPAN 証拠金額 × 当社が定める証拠金掛目 + 先物両建て証拠金 + 受渡証拠金

(3) 当社が定める証拠金掛目

当社が定める証拠金掛目は、SPAN 証拠金に乗じることで証拠金所要額の算出に利用します。なお、当該掛目は、100%以上にて相場の変動等を考慮のうえ当社任意で設定するものとします。証拠金掛目変更時は、当社ホームページ等で証拠金掛目および変更日時を公表するものとします。

(4) 当社先物両建て証拠金

SPAN 証拠金の計算は、全体のポートフォリオのリスク管理を行う前提のため、先物取引における両建て時においては、その売り、買いそれぞれのリスクを相殺します。当社では、先物両建て証拠金として、証拠

金所要額の算出に加算します。計算式は下記のとおりです。

先物両建証拠金 =

(両建て建玉枚数 - ネットデルタの絶対値) × 0.5 × 商品 1 枚当たりのSPAN証拠金 × 当社が定める証拠金掛目

(5) 純資産(受入証拠金の総額)

お客様が預託した証拠金(預り証拠金)の総額に、値洗損益金通算額および当日の決済取引によって生じた売買差損益金(お客様が支払うこととなる手数料および消費税を含む)を加減(益の場合は加算、損の場合は減算)した金額を「受入証拠金の総額」といいます。取引システムの画面で「受入証拠金の総額」を確認する場合は、「純資産」の金額をご参照ください。本書では以下「純資産」といいます。

純資産 = 預り証拠金 + 値洗損益金通算額 + 売買差損益金 - 手数料

※値洗損益金通算額は未決済建玉に関わる個々の建玉の値洗損益の合計額であり、当該未決済建玉を決済することによりお客様がお支払いになる手数料(仮手数料金額)は減算していません。

建玉を維持するためには、この「純資産」が「取引証拠金維持額」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。なお、取引システムの画面で「取引証拠金維持額」を確認する場合は、「維持証拠金」の金額をご参照ください。本書では以下「維持証拠金」といいます。

※建玉を維持するために必要な状態 = 純資産 ≥ 維持証拠金

13. 証拠金不足の発生と証拠金の追加預託

(1) 総額の不足額

「純資産」が「維持証拠金」を下回った場合、証拠金不足が生じることになります。証拠金不足が生じた場合の不足額を「総額の不足額」といいます。「総額の不足額」は「純資産」が「証拠金所要額」を下回った額になります。

証拠金不足 : 純資産 < 維持証拠金

総額の不足額 = 純資産 - 証拠金所要額 (マイナスの場合)

各取引日の取引終了後に、お客様の当日取引および全ての建玉の状況等に基づいて、受入証拠金の総額、取引所証拠金所要額を算出します。この結果、当社受入証拠金の額が、取引所証拠金所要額を下回った場合(当社受入証拠金 < 取引所証拠金所要額)には、お客様は、不足額以上の追加証拠金(以下、追証という)を差入れ又は預託する必要があります。

(2) 現金不足額

預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた金銭の額が後述の「現金支払予定額」を下回った場合にも、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」といいます。

現金不足額 = 預り証拠金のうち現金 - 現金支払予定額

「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」がマイナスの場合の金額を言い、「現金授受予定額」とは、値洗損益金通算額および売買差損益金(未清算)を加減し、手数料(未清算)を差し引いた額をいいます。

現金支払予定額 = 現金授受予定額がマイナスの場合の金額

現金授受予定額 = ± 値洗益金通算額 ± 売買差損益金 - 手数料

(3) 証拠金不足額

証拠金不足額はこの「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

証拠金不足額 = 「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額

証拠金不足額の確定時間は、日中立会終了時の帳入値段をもって計算され、繰り越し処理終了をもって（おおよそ午後 4 時 15 分頃）確定します。

商品相場の変動により建玉の値洗が悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「純資産」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。その他に、商品相場の状況により「維持証拠金」の見直しが行われた場合にも証拠金不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午までに証拠金不足額以上の現金をご入金ください。また、「純資産」の全額を建玉に使用すると、予想と反対に相場が変動した場合、すぐに証拠金が不足することになりますので、資金の無理のない余裕を持ったお取引を心掛けください。

証拠金不足が期限までに解消されない場合、当社は任意でお客様の計算により保有する建玉の全てを強制決済することができるものとします。

なお、証拠金不足が生じた場合であっても、保有する建玉を決済し、売買差損金や発生した不足金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

14. ロスカット制度

当社では、お客様の損失を一定の範囲内に抑えることを目的にロスカット制度を採用しています。ロスカット判定時に当社が定めたロスカット基準を下回った場合、お客様の意志または証拠金不足額の有無に関わらず、お客様の計算において、未約定の注文を取り消し、全ての建玉を強制決済いたします。

ロスカット基準 : 純資産 ÷ 維持証拠金 × 100 < 30%

※注意事項

原則として取引時間内において一時間おきに確認し、条件を満たした場合に保有する全建玉を強制決済するものとなりますが、市場動向により全ての建玉が一度に決済できない可能性もあります。

その場合は、全ての建玉が決済となるまで決済注文を発注させていただきます。

なお、OSE 先物口座をお持ちのお客様に関しましては、上記ロスカット条件を満たした際に当該口座からの振替のご意志を確認するため、当社からメールをお送りします。お客様のご判断において一時間以内にご指示ください。ただし、振替を行ったにもかかわらず、再度、上記ロスカット条件に該当した場合は強制決済いたします。その際はメールをお送りしません。そのため、例えば、株価指数先物口座の全建玉を決済し、残金を全て商品先物取引口座に振替依頼される等、再度ロスカット条件に該当しないような振替指示をご自身にてご判断ください。

また、ロスカット制度に基づく強制決済でも、証拠金不足額が発生した場合の対処は必要となります。

15. 入出金

(1) 入金(証拠金の預託方法)

① 通常入金

当社指定の金融機関口座にお振込みください。

(2) 出金(証拠金の返還の時期および方法)

建玉を維持するために使用していない証拠金「預り証拠金余剰額」は商品先物取引口座から出金することができますが、預託した証拠金を超えて出金することはできません。

「預り証拠金余剰額」は、「純資産額」から「証拠金所要額」および「値洗損益金通算額」(プラスの場合)を差し引いた金額となります。なお、当社では値洗益金の払い出し(出金)は行いません。

出金を希望される場合は、取引システムにて出金依頼を行ってください。毎営業日 15:30 までの依頼については、翌営業日にご出金します。出金先の金融機関口座は、あらかじめお客様にお届けいただき登録が完了した口座のみ受け付けします。

16. 投資可能資金額

投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失(手数料を含む)を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。

したがって、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご申告ください。

お客様からのご申告金額を上限として、当社が設定した投資可能資金額から、お客様がなされた入金・出金合計額の差引総額を差し引いた額が、その後の取引において入金可能な金額となります。

なお、追加資金(不足金等も含む全ての入金)も投資可能資金額に含まれます。

投資可能資金額を超えるご入金は投資可能資金額の変更手続きが必要となり、変更手続きが終了するまでは原則受け付けることができません。ただし、不足金等で投資可能資金額を超えてのご入金となった場合は、新規注文の発注制限をさせていただきます。

投資可能資金額の増額変更を希望される場合は、お客様の収入・資産状況・投資経験等により社内審査をさせていただきますこととなります。この際には、弊社(03-4589-3300)までご連絡ください。

以上

2017年3月25日制定

2017年6月1日改定

2017年7月3日改定

2019年4月23日改定

2019年8月16日改定

2020年7月27日改定

2021年9月21日改定

2022年9月16日改定